

全国民闘連ニュース

第 96 号

1995 年

2 月 1 日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 番543 大阪市天王寺区東上町8-36ノースビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
番210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel044-276-4800 Fax044-287-2045



もくじ

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ●(株)エフ・ヴィ・コーポレーション就職差別事件..... | P 2 |
| ●ホロン(株)就職差別事件第1回事実確認会..... | P 4 |
| ●福岡民闘連第4回在日韓国・朝鮮人の明日を考えるセミナー..... | P 6 |
| ●大阪府重度障害者特例支援事業がスタート..... | P 7 |

「本名で働きたい」生徒の思いふみにじる エフ・ヴィ・コーポレーション就職差別事件

第1回事実確認会

編集部



東京都豊島区に本社がある自動販売機総合オペレーター会社(株)エフ・ヴィ・コーポレーション(1993年11月、富士ペンディング(株)から名称変更)の就職差別事件第1回事実確認会が1月30日、大阪府同和地区総合福祉センターで開かれた。確認会には、大阪民闘連、同社、企業、学校教育関係者、大阪府労働部、大阪府教育委員会ら約80名が参加した。

この事件は、1993年9月、府立高校3年の在日韓国人生徒K君が、同社を受験し不採用通知が送られてきか、その不採用通知の中に、「国籍に対するこだわりが本人に強い」と記載されていたことから発覚した。就職差別と判断した高校は

府教委へ連絡、府労働部が事件の存在を知ることになる。

ちなみに、K君は、高校1年生の時に本名宣言をし、朝鮮文化研究会に入り、社会人になっても本名で就職することを決意していた。しかし、採用に至るまでの不安を抱くことになり現在、本名での就職を断念してしまっている。

(株)エフ・ヴィ・コーポレーションは、本社が東京であるため、東京都労働部が指導にあたっていた。東京都労働部は、同社に対して、「採用」と「謝罪文の提出」を強く求められたが、どこに差別があるかは詳しく説明されず、納得できずにいた。そのような意識を反映してか、

社内検討会議で労働部から求められている現状を話すが、社長を始め、誰一人として不採用の内容が、民族差別に基づく就職差別であるとは考えずに、行政の指導をそのまま受けることは保留するとし不採用の判断を下した。

今回の糾弾会では、会社側の対応に不明瞭な点が多く、次回までに①「不採用」「採用」と一転二転した経過と問題点、②会社の差別の背景に対する分析について文章で整理する事を約束した。

最後に大阪民闘連の洪仁成代表は「人権を重んじる社会になりつつあるが、まだ差別する企業は多い。(株)エフ・ヴィ・コーポレーションは、社内人権研修を行う体制すらなく、当然在日韓国・朝鮮人問題研修はされておらず、民族問題の視点が欠如していたのはあきらか。何が差別なのかを考えてほしい。」と要望した。また、(株)エフ・ヴィ・コーポレーション 佐藤博社長は「今回のことを社内で整理し、次回の糾弾会までに事実関係を答えられるようにしていきたい。」と述べた。



全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連のご購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読をお願い致します。購読にあたりましては、事務局までご連絡下さい。 ☎ 06-775-2185

[購読料] 年間3,000円

資料請求で本名学生切りすて ホロン(株)就職差別事件第1回事実確認会

編集部

東京都千代田区に本社がある服飾会社ホロン(株)の就職差別事件第1回事実確認会が、2月6日、大阪府同和地区総合福祉センターで開かれた。糾弾会には、大阪民関連、同社、企業、大阪府労働部の関係者ら約50人が参加した。

この事件は、1993年6月に発生した。当時近畿大学4回生の在日韓国人K君がホロン(株)に資料請求のハガキを出したところ、同社から「1994年度の新卒の応募資格を日本国籍を有する方とさせて頂きます」との手紙(資料参照)が郵送されてきた。

K君が国籍を理由とした就職差別として近畿大学就職部に訴え出たが、就職部は全く取り合おうとせず、逆に他企業を受けることを勧められ、彼に手紙を突き返したことから事件が発覚した。

糾弾会で同社は、不景気の中で新卒採用者の就職難が続く、同社には前年度の5倍もの資料請求が送られ、資料請求を減らそうとした中で、外国人と思われる名前の人を排除したことを明らかにした。さらに同社は、外国人はすべて留学生と思い、営業職を求めているので、言葉が通じない、習慣の違いを理由に社長、専務、人事担当者で相談の上、日本人を対

象としたことを認めた。K君のように名前をみて外国人と判断して断った人は20人ぐらいいることが明らかになった。

東京都では社員が100人を越える事業所については、同和推進委員を設置することを指導している。しかしホロン(株)は、1989年から社員数が100人を越え、現在は150人の社員を擁する会社でありながら、同和問題推進委員の制度があることも知らず、今回の事件を引き起こしてから初めて、93年度に設置している。糾弾会でこのことを指摘すると、東京都労働部から一度も通知が来なかったと話している。

また、今回、在日外国人に対する就職差別事件を引き起こしたにも関わらず、それ以後行われた人権問題研修では在日外国人問題に関する内容は行われていないことが明らかになった。さらに、糾弾会で落合昌男社長は、「同和研修を日曜日に幹部クラスで行ったが、研修で学んだことが、悪い方向へ行きそうで怖い。研修をすることによってそういう(差別)意識をもつのではないか」という発言をしたことによって、研修内容が厳しく追求された。

そのような会社の姿勢に対して、会場

の参加者から、自ら受けた就職差別の体験を通して二度と起こさないよう訴えられた。

最後に社長は「今まで外国人問題に無知であり、そのことが差別していることと今回の事件ではじめて気付いた。これからは、社内研修を強化していきたい。」と決意を新たにした。

また、大阪民闘連の洪仁成代表は「不景気になると在日外国人のような弱い者

から切られていく。ホロン(株)は、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景をまったく理解しておらず、通名と本名があるのを知らなかったり、外国人問題の意識が非常に薄い。この事件を重要と考えるならばこれから社長が先頭に立って在日外国人問題を積極的に研修するべきだ。とくに当事者の声を聞くことが必要で、差別をなくしていく企業となって頂きたい」と要請した。

— K君に送り返されてきた手紙 —

平成5年 6月 18日

様

ホロン株式会社
総務部人事課

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

この度は数ある企業の中より、私どもにご関心を賜り、誠に有り難とうございます。

さて、折角、資料請求のハガキを頂きましたが、弊社の '94年度新卒の応募資格を日本国籍を有する方とさせて頂いておりますので、何卒ご了承の程よろしくお願い致します。

末筆ながら、貴殿の今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

福岡民闘連 第4回在日韓国・朝鮮人の明日を考えるセミナー開催

堀 聡

福岡民闘連は、1月21日(土)に第四回セミナーを福岡市で開きました。今回は、福岡で活躍されている六名の方をパネラーに招き、「今、なぜ在日韓国・朝鮮人教育が必要なのでしょう。」と題して、福岡の学校教育、とりわけ「教師」の問題に焦点を絞って問題提起をしていただき、広く意見交流をしました。私たちのセミナーは、在日を生きる親と教育現場の教師が思いを交流して行く場として定着しましたが、今回も六〇名を越える参加があり、時間不足を痛切に感じるほど、内容豊富なものとなりました。

パネラーの崔正剛(チェジョンガン)さん(牧師)は朝鮮人に対し、人を人としてみななかった戦後の日本人の姿を浮き彫りにされ、教師の役割の大きさを語られました。李漢彦(イハノン)さん(司法書士)は、民族に触れてくれなかった日本人教師や中学生の頃、秀吉の「朝鮮征伐」という授業があり、顔をあげることができなかった記憶など、教師や教育内容の問題点を体験を通して語られました。

今年度から小学校の教員になられた周人植(チュインシク)さんは、小学校の高学年で差別について真剣に向き合っている教師との出会いがあったこと、その出会いが今日教育現場にいる自分につながっ

たことを語られ同時に今自分がすべきことは何だろうかと模索中であることも話されました。

金聖玉(キムソンオク)さんは母親の立場から、我が子が通う小学校の教師に、子供たちがぶつかる課題を共に考えていこうとする姿勢がないこと、なかなか周囲の親にも理解してもらえない現状を語られ、教育委員会にもっと理解を求めて行動を起こす必要を話されました。

教師側からは、小坂亨子先生、永井俊策先生の二人から話しをしていただきましたが、教師自身の「韓国・朝鮮」に対する無知、偏見からの解放がなかなか進んでいないこと、逃げ腰で避けて通ろうとしている学校の様子などを話されました。

フロアーからは、現場教育は、家庭訪問を繰り返しながら、在日を生きる親の思いを理解すべきこと、また、日本人教師は、少なくとも正しい歴史観を早く身につけるべきとの意見が出されていました。セミナー後の感想では、参加者のほとんどから「在日外国人教育基本方針」の必要性を感じるとの考えがたくさん出されていました。

福岡民闘連は、今後もセミナーを計画していく予定です。

大阪府重度障害者特例支援事業がスタート

この間、大阪民関連と在日外国人の障害年金差別をなくす会で長きにわたり求めてきた大阪府重度障害者特例支援事業給付制度が、1994年度分の支給(月額2万円)から別紙の通り実施されることとなりました。

都道府県レベルでは、初の給付制度です。特に豊中市などは3万6千円+2万円=5万6千円となり全国で最高額の給付となります。大阪府下の39自治体は月額2万円の給付金が支払われているので、4万円の支給となります。しかし、各自治体の要綱が統一されておらず、以下の点について支給される市とされない市があります。

①施設入所者②「帰化」者③障害手帳④療育手帳⑤日本人⑥基準日当該市への登録⑦初診日が基準日以前で後に障害となる⑧60才以降で基準日以降に障害となる⑨生活保護者⑩公的年金需給者

1994年5月1日現在調べでは

《大阪市方式》36000円

適用 ① ② ③2級 ④A ⑦

不適用 ⑤ ⑧ ⑨ ⑩ ⑥ 不要

《高槻市方式》30000円

適用 ③2級 ④A

不適用 ①②⑤⑧⑨⑩ ⑥ 要

《八尾市》 20000円

適用 ① ② ③2級 ④A ⑤

⑦ ⑧

不適用 ⑨ ⑩

⑥ 不要

③後の数字は障害者手帳の等級

④後のアルファベットは療育手帳判定

⑥基準日 要 不要

(施行日から申請日まで引き続き、その市に外国人登録するもの)

数字がない場合は未定

と、金額のばらつきや八尾市の様に制度適用者の範囲が広いところでは、大阪府重度障害者特例支援事業給付制度の適用を受けられない人がおり、自治体内でアンバランスが生じています。

なお、政令指定都市である大阪市(対象約200人)について、大阪府は大阪府重度障害者特例支援事業給付制度を適用するよう前向きに検討をしております

本来、在日外国人障害者に障害基礎年金を支給しないことは厚生省の不合理的な政策であり、今後、年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会などと連携しながら高齢福祉年金、障害基礎年金の制度適用にむけて取り組みを強化していきます。

ドキュメンタリービデオ

コヒャン

故郷をつくる街

ナレーター 小室 等

最近、在日朝鮮人をテーマにするビデオが多く出ている中で
これ程、感動的で教育的なものは少ない

「故郷(コヒャン)をつくる街」は

川崎の臨海工業地帯の近くに住む
在日一世、二世、三世の世代を越えてのいきいきした姿を
あるがままに、しかもコンパクトに収めている

戦前から続く苦難の生活、就職差別の現実
日本の通名と、本名の間にゆれ続ける若者たちの
苦悩に満ちた姿が画面にあふれる

しかし、決して暗いものでなく、明るい
それは単なる記録でなく
テーマを持つ「在日」の生活ドラマであるからである

「在日」が住みなれた川崎の地に
コリア・タウンをつくり、日本人との共生の街にしようとした
男の夢と、それを継承しようとする新しい世代の群像が
画面一ぱいに踊っている
それを暖かく見つめる日本人のまなざしと声も聞こえる

見終わったら、ほのぼのとした希望がわき起こる
この種のビデオでカメラのアングルが美しいのも良い
(民族差別と闘う連絡協議会顧問・牧師 李仁夏)



このビデオは、川崎市に住む在日韓国人の
一世、二世が、自分たちの民族性を自覚し、
生まれ育った川崎の地域を故郷として認めて
いく過程を扱い、それが人間の自己実現、自
己表現の基礎であることを訴えている。登場
する一人ひとりには、悩み、揺らめきながら一
歩ずつ歩んでいるが、その姿には感銘深いもの
があり、人間と民族を考える格好のきっかけになる。
在日韓国・朝鮮人に加えて、広く
日本社会のさまざまな構成員に見る機会があ
って欲しい。

(法政大学教授 江橋 崇)



企 画 民族差別と闘う連絡協議会
部落解放研究所
大阪府・大阪市・堺市
大阪同和問題企業連絡会
東京人権啓発企業連絡会
金東勲
川村曉雄
企画協力 是枝裕和
構 成 岸善幸
制作協力 KMJ研究センター
(在日コリアン・マイノリティ研究センター)

お問合せ KMJ研究センター
〒543 大阪市天王寺区東上町8-36
ノーリンビル東上町401号
TEL06-775-4301 FAX06-775-2160
販売価格 30,000円(税込み) AVL 価格60,000円
カラー45分 VHS
解説書付



好評
発売中